

第7章 環境配慮項目に関する措置

本事業では、工事中及び供用時において、環境影響評価項目以外に地域環境及び地球環境に配慮すべき項目として、地域環境管理計画に定める項目のうち、表 7-1(1)、(2)の項目について、環境への影響を実行可能な範囲内で低減するために、種々の環境配慮措置を講じる計画である。

表 7-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目		環境配慮措置	
		工事中	供用時
地域環境の保全の見地から配慮を行う項目	ヒートアイランド現象	<p>建設機械は可能な限り燃費の良い機種を採用するよう配慮するとともに、省エネ運転ならびに適切な整備の励行に努める。</p> <p>工事用車両は可能な限り最新の低燃費車を採用するよう配慮するとともに、アイドリングストップを徹底する。</p>	<p>非常口等の検討にあたっては、可能な限り土地の形質変更を抑えた造成計画を策定するとともに緑の保全に努める。やむを得ず土地の形質の変更や緑の改変が伴う場合には、周辺植生に配慮した緑の回復育成等を行い、法対象事業者により実行可能な範囲内で周辺環境への影響を回避又は低減する。</p>
	地震時等の災害	<p>地震等の災害発生時において、できる限り周辺への影響を抑制するよう、最新の耐震設計基準により設計するとともに、適切な施工管理を行う。</p> <p>地震時の災害を想定した防災管理体制や防災資機材を整備するとともに、作業員の教育や防災訓練等を実施する。</p>	<p>地震時等の災害を想定した列車乗務員等による避難誘導等の防災管理体制や、非常口内の防災資機材を整備するとともに、防災訓練等を実施する。</p>
地球環境の保全の見地から配慮を行う項目	地球温暖化	<p>建設機械は可能な限り燃費の良い機種を選定するとともに、省エネ運転ならびに適切な整備の励行に努める。</p> <p>工事用車両は可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車や低燃費車を採用するとともに、アイドリングストップを徹底する。</p> <p>以上の措置により建設機械や工事用車両からの温室効果ガスの排出抑制に努める。</p>	<p>非常口に資機材を搬入出する車両や機器点検のために使用する車両について可能な限り燃費の良い車両を使用するとともに省エネ運転を行うことで、温室効果ガス排出削減に努める。</p>

表 7-1 (2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目		環境配慮措置	
		工事中	供用時
地球環境の保全の見地から配慮を行う項目	酸性雨	<p>建設機械は可能な限り燃費の良い機種を採用するよう配慮するとともに、省エネ運転ならびに適切な整備の励行に努める。</p> <p>工事用車両は可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車や低公害車を採用するよう配慮するとともに、アイドリングストップを徹底する。</p> <p>以上の措置により建設機械や工事用車両から排出される窒素酸化物等の酸性雨発生原因物質の抑制に努める。</p>	<p>非常口に資機材を搬入出する車両や機器点検のために使用する車両について可能な限り燃費の良い車両を使用することで、窒素酸化物等の排出抑制に努める。</p>
	資源	<p>建設工事における材料調達、建設機械の使用及び構造物種別・工法の選定に当たってはグリーン購入法の趣旨を踏まえた上で選定していくなど、省資源化に努める。</p>	<p>供用時に必要な材料の調達に当たってはグリーン購入法の趣旨を踏まえた上で、環境負荷低減に資する製品等の調達を推進することにより、省資源化に努める。</p>
	エネルギー	<p>建設機械は可能な限り燃費の良い機種を採用するよう配慮するとともに、省エネ運転ならびに適切な整備の励行に努める。</p> <p>工事用車両は可能な限り最新の低燃費車や低公害車を採用するよう配慮するとともに、アイドリングストップを徹底する。</p> <p>以上の措置により建設機械や工事用車両による化石燃料の使用抑制に努める。</p>	<p>超電導リニアについては、東海道新幹線と同様、省エネルギー化の取り組みを継続する。</p> <p>非常口に資機材を搬入出する車両や機器点検のために使用する車両についても可能な限り燃費の良い車両を使用するとともに省エネ運転を行うことで、化石燃料の使用抑制に努める。</p>